

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 4年 6月 3日

大阪府知事 殿

提出者

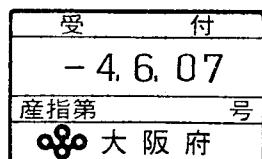
住 所 堺市北区南花田町36番地1

氏 名 大容建設株式会社

代表取締役 池田功三

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072-251-6600



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大容建設株式会社
事業場の所在地	堺市北区南花田町36-1
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	148,921万円
③従業員数	29名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>○下水汚泥 →中間処理業者に委託して、路盤材、埋め戻し材として再資源化</p> <p>○石膏ボード、がれき類 →中間処理業者に委託して、再生碎石や再生路盤材として再資源化</p> <p>○建設混合廃棄物 →中間処理業者に委託して、選別・碎石処理し、再利用出来るものは再資源化し、再利用出来ないものは最終処分場で安定型又は管理型埋立処分</p>

(日本工業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙「産業廃棄物の処理に係る管理体制図」のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①下水汚泥	②廃石膏ボード
	排 出 量	20.14 t	0.10 t
①現状	(これまでに実施した取組) ○分類、分別を行い、再資源化率を高める ○工法の改善 ○リサイクル率の高い業者の選定 ○実寸発注の実施 ○再生資源利用促進計画の策定 ○梱包材の簡素化		
②計画	【目標】 産業廃棄物の種類 ①下水汚泥 ②廃石膏ボード 排 出 量 0 t 0 t (今後実施する予定の取組) ○現状を維持する		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○コンクリート破片、アスコン破片それぞれ分別、 仕分けを行い、他の廃棄物と混入しない様に確実に分別、 保管を実施
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○現場で更なる分別の徹底を推進する

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

③その他のがれき類	④建設混合廃棄物(管理型)		
2120.00 t	0.58 t	t	t

②計画

③その他のがれき類	④建設混合廃棄物(管理型)		
500 t	0 t	t	t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

0 t	t	t	t

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（3年度）実績】		
産業廃棄物の種類		
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)		
※実績なし		
【目標】		
産業廃棄物の種類		
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)		
※実施予定なし		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（3年度）実績】		
産業廃棄物の種類		
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)		
※実績なし		
【目標】		
産業廃棄物の種類		
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)		
※実施予定なし		

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

## ①現状

t	t	t	t

## ②計画

t	t	t	t

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

## ①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

## ②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

(第3面) -3

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
※実績なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※実施予定なし			

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①下水汚泥	②廃石膏ボード
	全処理委託量	20.14 t	0.10 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	20.14 t	0.10 t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
○ 2社以上から見積りを徴取し、委託基準に従って業者選定し 書面による契約を実施している			

(第4面) -2

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

③その他のがれき類	④建設混合廃棄物(管理型)		
2120.00 t	0.58 t	t	t
t	0.58 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## ①現状

t	t	t	t

## ②計画

t	t	t	t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## ①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①その他のがれき類	
	全処理委託量	500 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	300 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○可能な限り優良認定処理業者から選定する</li> <li>○電子マニフェストの導入を推進している為、電子マニフェスト対応可能な処理業者から選定する。</li> <li>○熱回収が可能な廃棄物は、熱回収業者へ委託する。</li> </ul>			
※事務処理欄			

## ②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

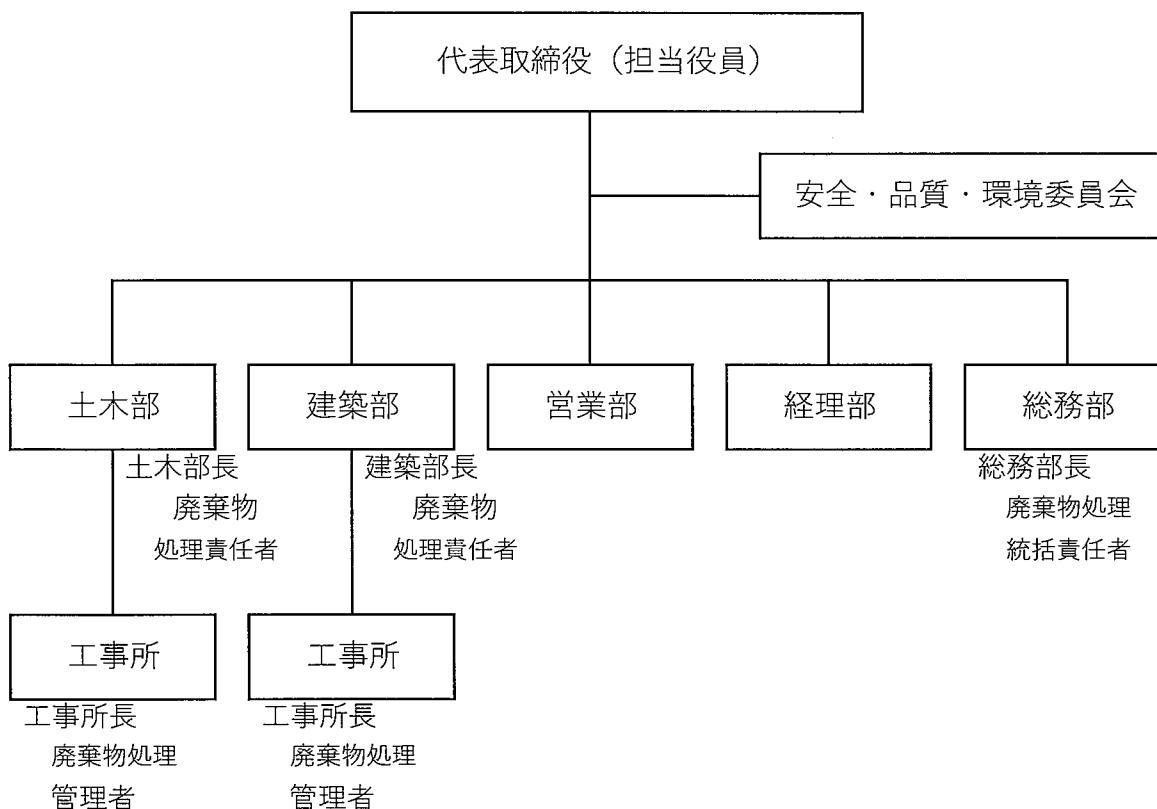
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

# 産業廃棄物の処理に係る管理体制

大容建設株式会社



	廃棄物処理統括責任者	総務部長
	廃棄物処理責任者	土木工事・・・土木部長 建築工事・・・建築部長
	安全・品質・環境委員会	廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理を行う上で必要な事項を検討する。 ☆委員長・・・社長 ☆委員・・・部門長 ☆事務局・・・総務部
	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針、各種事項の承認 ○廃棄物処理関係規程の策定、改廃 ○廃棄物処理関係法令の周知
役割	廃棄物処理責任者	○廃棄物処理管理の実施事項の確認、指示、指導
	廃棄物処理管理者	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定、管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育、啓発 ○その他関係する事項